

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
ARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
NCIL OTARUCITYCOUNCIL  
CIL OTARUCITYCOUNCIL  
ILO TARUCITYCOUNCIL  
LOTARUCITYCOUNCIL  
OTARUCITYCOUNCIL  
TARUCITYCOUNCIL  
ARUCITYCOUNCIL  
RUCITYCOUNCIL  
UCITYCOUNCIL  
CITYCOUNCIL  
ITYCOUNCIL  
TYCOUNCIL  
YCOUNCIL  
COUNCIL  
NCIL  
CIL  
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和元年  
小樽市議会

第 1 回 臨 時 会 議 案

## 目 次

議 案 番 号	件 名	ページ
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算	1
2	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	2
3	小樽市税条例の一部を改正する条例案	3
4	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	5
報告 1	専決処分報告	6
報告 2	専決処分報告	10

令和元年度小樽市一般会計補正予算

令和元年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 116,655 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,317,956 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 5 月 23 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		11,653,194	58,328	11,711,522
	1 国庫負担金	9,605,483	58,328	9,663,811
17 道支出金		3,392,142	29,164	3,421,306
	1 道負担金	2,733,174	29,164	2,762,338
20 繰入金		1,824,219	29,163	1,853,382
	2 基金繰入金	1,750,546	29,163	1,779,709
歳入合計		57,201,301	116,655	57,317,956

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		24,993,866	116,655	25,110,521
	1 社会福祉費	11,754,094	116,655	11,870,749
歳出合計		57,201,301	116,655	57,317,956

令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「別表 歳入予算補正」による。

令和元年 5 月 2 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

## 別表 歳入予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 2,916,208	千円 △ 116,655	千円 2,799,553
	1 介 護 保 険 料	2,916,208	△ 116,655	2,799,553
6 繰 入 金		2,146,618	116,655	2,263,273
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,146,618	116,655	2,263,273
歳 入 合 計		14,638,305	—	14,638,305

小樽市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 23 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和 25 年小樽市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 1 項中「においては」を「には」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第 8 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号」に改め、「附則第 5 条の 5 第 2 項」の次に「（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 8 条の 5 の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「に

おいては」を「には」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）第19条の2並びに附則第8条の4及び第9条の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第19条の2第1項及び附則第9条の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は小樽市税条例の一部を改正する条例（令和元年小樽市条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の



		例によることとされる同条例 による改正前の小樽市税条例 附則第 8 条の 5 第 3 項の規定 による同条第 1 項に規定する 申告特例通知書の送付
--	--	--

- 3 新条例附則第 8 条の 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年 6 月 1 日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係るふるさと納税制度の対象となる特例控除対象寄附金について定めるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 23 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例

小樽市介護保険条例（平成 12 年小樽市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項中「平成 30 年度」を「平成 31 年度」に、「32, 350 円」を「26, 960 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

7 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39, 170 円とする。

8 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、52, 110 円とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の小樽市介護保険条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成31年度から令和2年度までの低所得者に係る保険料の軽減率を定めるためであります。

専決処分報告

小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成 31 年小樽市条例第 17 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 26 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 23 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

## 小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(小樽市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 小樽市職員退職手当支給条例（昭和36年小樽市条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(小樽市税条例の一部改正)

第2条 小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第8条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第13条第1項及び第2項並びに附則第17条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第18条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第19条（見出しを含む。）から附則第20条（見出しを含む。）まで及び附則第24条（見出しを含む。）から附則第25条（見出しを含む。）までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第31条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第33条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 小樽市税条例等の一部を改正する条例（平成27年小樽市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 小樽市税条例等の一部を改正する条例（平成28年小樽市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 小樽市税条例等の一部を改正する条例（平成29年小樽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(小樽市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 小樽市税条例の一部を改正する条例(平成29年小樽市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 小樽市税条例等の一部を改正する条例（平成30年小樽市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」

に改め、同条第6号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第7号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第8号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第9号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第10号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例(平成31年小樽市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例(平成31年小樽市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(小樽市介護保険条例の一部改正)

第10条 小樽市介護保険条例（平成12年小樽市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(小樽市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例（平成31年小樽市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例（平成31年小樽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(小樽市入港料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 小樽市入港料条例の一部を改正する条例（平成31年小樽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第14条 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成31年小樽市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め



る。

附則第3項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改める。

(小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第15条 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成31年小樽市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改める。

(小樽市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

第16条 小樽市下水道条例の一部を改正する条例(平成31年小樽市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改める。

附 則

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

専決処分報告

小樽市税条例の一部を改正する条例（平成 31 年小樽市条例第 16 号）を、  
地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日別紙のとおり  
専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 23 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

## 小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第8条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする

附則第16条の3第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」

に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第16条の4第4項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第5項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第6項第5号及び第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第34条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
------	--------	--------

	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第34条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第34条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第34条第7項を同条第4項とする。

附則第35条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

### (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。